

『日本評価研究』投稿要領

(2001年9月9日編集委員会決定)

改正

2002年3月25日

2003年4月18日

2008年9月29日

2017年7月20日

2019年1月21日

2020年8月24日

2023年5月22日

1. 『日本評価研究』は、会員間の研究成果交流の場を提供し、内外における評価研究の一層の発展に資することを目的とし、会員等による寄稿（以下「投稿論文等」という。）を掲載する。
2. 投稿論文等は公募を原則とする。編集委員長は、学会員による連名による投稿及び学会会員を主筆者とする非会員との連名での投稿並びに編集委員による投稿を認めることができる。また、編集委員長は会員以外の者に対して原稿を依頼することができる。
3. 『日本評価研究』に掲載された論文等（以下「掲載論文等」という。）の著作権は各投稿者に帰属する。ただし、『日本評価研究』の編集権は本学会にあるものとする。また、掲載後1年間は掲載論文等の他の媒体等（日本評価学会の名義を使用するものを除く。）への転載を認めない。
4. 投稿論文等は一時に一原稿に限り、他の学会誌等への二重投稿のない未発表のものとし、投稿にあたっては、『科学の健全な発展のために』（日本学術振興会、2015年）を遵守するものとする。『日本評価研究』への掲載後、掲載論文等に研究不正等があることが確定した場合、編集委員長は『日本評価研究』への掲載を取り消すことができる。
5. 掲載論文等に対し、原稿料は支払わない。
6. 原稿の種類は、①研究論文、②総説、③研究ノート、④実践報告・調査報告、⑤その他とする。投稿論文等の種別は、①研究論文、②総説、③研究ノート、④実践報告・調査報告とし、いずれも査読の対象とする。投稿者は投稿の際、審査希望の種別を申請する。投稿論文等の種別にかかる最終判断は、編集委員長がこれを行う。
 - ①「研究論文」：評価理論または評価慣行について重要な貢献が認められる論文
 - ②「総説」：評価理論または評価慣行について概観する論文
 - ③「研究ノート」：評価研究の中間的成果物に相当する論考
 - ④「実践報告・調査報告」：評価の実践報告または評価に関する調査報告
 - ⑤「その他」：巻頭言、書評、各委員長の記事などの企画記事
7. 編集委員長は、各巻号において投稿論文等5本程度で構成される特集を設ける。特集に寄せられた投稿論文等については査読を行い、当該査読に当たってはその他の投稿論文等と同様の取り扱いとする。